

平成23年度

交通安全運動実施基本方針

交通マナー いつも笑顔で ゆずり合い

日本一交通安全な県をめざして

沖縄県交通安全推進協議会



平成23年度交通安全運動実施基本方針

第1 趣 旨

この基本方針は、「人命はすべてに優先する」という基本理念の下、安全かつ円滑・快適な交通社会を実現するために、交通安全思想の普及高揚と家庭や職場など、地域の実情に即した交通安全対策を推進し、県民一人ひとりが思いやりと譲り合いの心を持って、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を心掛けて、交通事故防止を図り、「日本一交通安全な県」をめざし、幅広い交通安全運動を展開していくものである。

本県の道路交通を取り巻く今後の情勢は、運転免許保有者数、車両保有台数、高齢者人口の増加や生活様式の多様化などから、今後も夜間の事故や高齢者、歩行者事故並びに二輪車乗用中の事故が高い比率で発生することが懸念される。

当推進協議会は、本県の交通事情や交通安全施策を踏まえ、今後とも互いに緊密な連携を保持して官民一体となった効果的かつ積極的に交通安全活動に取り組むとともに、下記の年間重点事項を強力に推進するものとする。

第2 期 間

平成23年4月1日から平成24年3月31日

第3 年間スローガン

交通マナー いつも笑顔で ゆずり合い

第4 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

第5 推進機関・団体

別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下「推進機関・団体」という）」のとおり

第6 年間重点事項

- 飲酒運転の根絶（飲酒運転を許さない環境づくり）
- 子供と高齢者・歩行者の交通事故防止
- 二輪車の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 追突・交差点等の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）

第7 効果的な運動の推進

沖縄県交通安全推進協議会は、この基本方針に基づき、県民総参加の運動を展開するが、その実施にあたっては次の諸点に配慮して運動を推進する。

特に、飲酒運転根絶対策については、沖縄県飲酒運転根絶条例に基づき策定された「沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針」に沿って効果的な運動を展開していくこととする。

1 普及啓発活動の推進

沖縄県交通安全推進協議会の推進機関・団体は、次により積極的な広報活動を推進する。

- (1) 新聞やテレビ、ラジオ等の報道機関に積極的に資料を提供し、活発な広報活動を推進する。
- (2) 県、市町村のホームページ、広報紙（誌）及び推進機関・団体が発行する機関紙（誌）等に、本運動の目的を掲載し、啓発活動を広める。
- (3) ポスター・チラシ等の作成配布及び横断幕・懸垂幕並びに立て看板・交通安全旗等を掲示し、幅広く県民へ交通安全を呼び掛ける。
- (4) 有線放送や公民館・自治会等の放送施設を活用し、広報の徹底を図る。
- (5) 広報車による街頭広報を実施し、地域住民への交通安全意識の高揚を図る。
- (6) 地域の交通安全推進協議会と連携し、地域住民を結集した交通安全住民大会やパレード等の諸行事を計画実践し、運動の盛り上げを図る。

2 交通安全教育の推進

推進機関・団体において、それぞれの中で自主的な交通安全教育を推進するとともに、地域交通安全推進委員、安全運転管理者、市町村交通安全指導員（推進員）、各学校の交通安全指導者等の交通安全教育に関わる者の育成を図る。

また、幼児、小中学生及び高校生と高齢者に対する交通安全教育を推進する。

さらに、地域に根差した住民参加による運動を推進するため、自治会等の組織を活用した交通安全を推進する。

3 機関・団体の主体的活動の推進

推進機関・団体は、それぞれの主体的な交通安全活動を推進する。

また、交通安全を目的とする民間団体についてその活動を支援していくとともに、交通安全功労者等の表彰を行い交通安全活動を奨励し、交通安全意識高揚の促進を図る。

第8 運動の名称

1 期間を定めて行う運動

運動の名称	期 間	実 施 方 針
春の全国交通安全運動	5月11日(水)から 5月20日(金)まで (10日間)	国の交通安全対策本部の決定に基づき、県交通安全推進協議会が、別に定める要綱により実施する。
夏の交通安全県民運動	7月12日(火)から 7月21日(木)まで (予定)(10日間)	県交通安全推進協議会が定める実施要綱に基づき、実施する。
秋の全国交通安全運動	9月21日(火)から 9月30日(金)まで (10日間)	国の交通安全対策本部の決定に基づき、県交通安全推進協議会が、別に定める要綱により実施する。
年末・年始の 交通安全県民運動	12月21日(水)から 1月4日(水)まで (15日間)	県交通安全推進協議会が定める実施要綱に基づき、実施する。

2 日を定めて行う運動

運動の名称	期 間	実 施 方 針
交通安全県民の日	毎月1日	すべての県民が、交通安全に深い関心を持ち、正しい交通行動を身に付け、自ら進んで交通安全活動に参加する日として、「交通安全活動の日実施要綱」(6頁参照)に基づき実施する。
飲酒運転の根絶運動の日	毎月1日	県民等への周知を図るとともに、県民総ぐるみの運動として街頭啓発活動等飲酒運転根絶キャンペーンを展開する。
県民交通事故0の日	毎月20日	無事故を誓い合う日として、「交通安全活動の日実施要綱」(6頁参照)に基づき実施する。
交通事故死ゼロを目指す日	5月20日 9月30日	本県においては県民の約160名に1人が交通事故により死傷している状況から、交通安全に対する更なる意識の向上を図り、交通事故死傷者数の減少を図る。
バイクの日	8月19日	二輪車事故の防止を図るため、二輪車の特性や事故実態等について理解を深め、交通安全意識の高揚を図る。
ノーマイカーデー	毎月1日 20日	都市部の交通量を抑制し、安全で円滑な交通環境を図るため、あらゆる広報媒体を活用し、「ノーマイカーデー実施要綱」(9頁参照)に基づき広報啓発活動を実施する。

3 年間を通じて行う運動

運動の名称	実施方針
飲酒運転根絶運動	<p>飲酒運転は、交通死亡事故等の重大事故を惹起する確率が高く、また、本県は交通事故に占める飲酒運転の割合が高いことから、飲酒運転根絶について、すべての人に普及徹底することにより、交通事故防止を図るため実施する。（「飲酒運転根絶対策部会活動方針」27頁参照）</p>
全ての座席のシートベルトとチャイルドシート・ヘルメットの正しい着用推進運動	<p>全座席のシートベルトとチャイルドシート・ヘルメットの正しい着用を、すべての人に普及徹底するため、「シートベルト・チャイルドシート・ヘルメット着用推進運動実施要綱」（10頁参照）に基づき実施する。</p>
二輪車の交通事故防止運動	<p>二輪車の交通事故を防止するため、「二輪車の交通事故防止実施要綱」（12頁参照）に基づき実施する。</p>
車線を守ろう運動	<p>交通事故の多くが、車線遵守等の基本的な交通ルールを守らないことに起因することから、「車線を守ろう運動推進要綱」（15頁参照）に基づき実施する。</p>

参 考 資 料

<目次>

1	交通安全活動の日実施要綱	6	頁
2	ノーマイカーデー実施要綱	9	頁
3	シートベルト・チャイルドシート・ヘルメット着用推進運動実施要綱	10	頁
4	二輪車の交通事故防止実施要綱	12	頁
5	車線を守ろう運動推進要綱	15	頁
6	沖縄県交通安全推進協議会要綱	17	頁
7	沖縄県交通安全推進協議会暴走族対策部会設置要綱	20	頁
8	暴走族追放県民運動実施要綱	23	頁
9	沖縄県交通安全推進協議会飲酒運転根絶対策部会設置要綱	25	頁
10	交通死亡事故多発非常事態宣言実施要綱	28	頁
11	沖縄県交通安全功労者等表彰要綱	31	頁
12	沖縄県交通死亡事故抑止功労市町村表彰要綱	36	頁
13	沖縄県飲酒運転抑止功労市町村表彰要綱	40	頁
14	平成23年度交通安全行事予定表	42	頁
15	関係資料	43	頁

交通安全活動の日実施要綱

1 目的

すべての県民が、交通安全に深い関心を持ち、正しい交通行動を身に付け、自ら進んで交通安全活動に参加し、また、無事故を誓い合う日として県下統一的「交通安全活動の日」を設定し、もって県民の交通事故防止活動の一層の推進を図ることを目的とする。

2 交通安全活動の日

- (1) 毎月1日を交通安全県民の日とする。
- (2) 毎月20日を県民交通事故0の日とする。

3 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

4 推進機関・団体

別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下「推進機関・団体」という。）」のとおり

5 推進体制の確立

- (1) 県、市町村交通安全推進協議会において、関係機関・団体に対して積極的に働きかけを行い、本要綱に基づき具体的な実施計画を策定する等推進体制を確立するとともに、地域住民に対しては本運動への自発的参加を働きかけ、県民総ぐるみの運動としての推進強化を図る。
- (2) 各推進機関・団体等は、下部機関・傘下団体等に本運動の趣旨の周知徹底を図り、効果的な実践活動の展開を図る。

6 実施事項及び実施内容

別表のとおり

〔附則〕

- ・この要綱は、昭和60年9月1日から実施する。
- ・平成4年1月17日一部改正
- ・平成6年2月22日一部改正
- ・平成14年4月1日一部改正

別 表

実 施 事 項	実 施 内 容	推進機関・団体
<p>広報活動の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関（新聞、ラジオ、テレビ等）の協力を得て、県民に対して本運動の趣旨の周知徹底を図る。 2 県、市町村広報誌及び各機関・団体が発行する機関誌等に本運動の趣旨について掲載し、啓発活動を行う。 3 ポスター、チラシ等を作成配布するとともに横断幕、懸垂幕、立て看板、交通安全旗等を適切な場所に掲示し、本運動の盛り上げを図る。 4 広報車による巡回広報の実施及び有線無線の放送施設等を活用し、県民に対する交通安全思想の普及徹底を図る。 	<p>別 紙</p> <p>八 沖 縄 県 交 通 安 全 推 進 協 議 会 推 進 機 関 ・ 団 体</p>
<p>街頭指導の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進機関・団体が連携を密にし、交通指導員、地域交通安全活動推進委員、地域住民等の協力を得て街頭活動を積極的に行う。 特に、子供や高齢者等交通弱者の保護誘導に重点をおいた交通安全指導を行う。 2 保育園、幼稚園等学校関係者は、PTA、交通安全母の会等の協力を得て、登下校時の通園、通学路における安全指導を強化する。 3 自転車利用者に対しては、交差点での一時停止と安全確認や正しい右左折方法等について指導を徹底するとともに、点検整備を計画的に行いTSマークの貼付を行う。 4 運転者に対しては、スピードの出し過ぎ、無理な追い越し、割り込み等をしないよう指導するとともに、横断歩道等では歩行者を優先させるよう指導する。 	<p>の と お り</p>

別 表

実施事項	実施内容	推進機関・団体
交通安全教育の徹底	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育（幼稚）園、小・中・高等学校においては、園児や児童・生徒に対し、交通安全教育を徹底する。 2 官庁、会社、事業所、団体等においては、放送施設、各種会合等のあらゆる機会を利用し、安全な交通行動の実践と無事故の申し合わせを徹底する。 3 自治会や交通安全母の会、老人クラブ等のあらゆる地域組織の会合を利用し、講習会、映写会等を開催して地域住民への交通安全教育を実施する。 4 事業主、安全運転管理者、運行管理者等は、研修会や講習会の開催、車両点検整備、実技訓練等を実施し、所属職員に対する交通安全教育を徹底する。 	別紙
安全運転による歩行者保護の徹底	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両を使用する会社、事業所等においては、各種会議、朝礼等の機会を利用し、子供や高齢者が関係する歩行者事故の実態や心身の特性を理解させ、高齢者や子供に対する保護の徹底を図るため運転者教育を徹底する。 2 学校、住宅地域、商店街、老人福祉施設周辺等では歩行者や自転車の動静に注意し、安全速度を励行する。 3 左折時の巻き込み事故防止と横断歩行者の保護徹底を図る。 4 無謀運転、歩行者通行妨害等悪質危険な行為に対する指導取締りを強化する。 	<p>沖縄県交通安全推進協議会 推進機関・団体</p>
道路交通環境の点検と整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設及び交通事故多発地点、路線等の安全点検を行い、安全で快適な道路交通環境の整備に努める。 	り

ノーマイカーデー実施要綱

- 1 ノーマイカーデーの設定趣旨
運転自粛と、歩け歩け運動を推進し、都市部及びその周辺地域に流入する交通総量を抑制することによって、交通渋滞や違法駐車等の交通問題を少しでも解消して、安全かつ円滑な交通環境の改善を図る。
- 2 主唱
沖縄県交通安全推進協議会
- 3 推進機関・団体
別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下、「推進機関・団体」という。）」のとおり
- 4 実施方針
この運動は、推進機関・団体が相互に密接な連携をとりながら、県民の理解と協力のもとにその推進を図るものとする。
- 5 ノーマイカーデー
毎月1日、20日をノーマイカーデーとする。
- 6 対象地域
都市地域及びその周辺
- 7 推進要領
 - (1) 広報活動の推進
あらゆる広報媒体を積極的に活用し、ノーマイカーデー推進運動の趣旨を徹底させ、マイカー利用の自粛を図る。
 - ① ラジオ、テレビ、新聞、県及び市町村広報誌の活用。
 - ② 街頭における指導、広報活動。
 - ア 警察官、交通安全推進員、交通安全協会等による広報活動。
 - イ 立て看板、横断幕等による広報啓発活動。
 - ウ 市町村自治会等行政機関の広報（放送）施設の活用。
 - (2) 職場における喚起活動
推進機関・団体等においては、職場の集会や朝会等あらゆる機会において、職員等にノーマイカーデーの周知を図り、マイカーの利用自粛を喚起するものとする。
 - (3) 公務員の率先自粛
県、市町村、警察、教育庁（各教育委員会）の職員、その他公務に従事している者は、ノーマイカーデー当日のマイカー利用自粛を率先する。
 - (4) カレンダー・行事計画表等への表示
ノーマイカーデー（1日・20日）をカレンダーや行事予定表等に表示し、その周知を図る。

〔附則〕

- ・この要綱は、昭和62年6月1日から実施する。
- ・平成4年1月17日一部改正
- ・平成13年2月16日一部改正
- ・平成14年4月1日一部改正

シートベルト・チャイルドシート・ヘルメット着用 推進運動実施要綱

1 目的

この運動は、すべての人にシートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用を徹底させることにより、交通安全意識を高揚させ、交通事故により死傷者の減少を図ることを目的とする。

2 期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

3 スローガン

事故は瞬間 ベルトは習慣

4 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

5 推進機関・団体

別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下「推進機関・団体」という。）」のとおり

6 運動の重点

- (1) 家庭及び地域における着用推進の徹底
- (2) 事業所等における着用推進の徹底
- (3) 街頭における啓発・指導活動の強化

7 統一主要行事等

- (1) 交通安全県民の日及び県民交通事故0の日を「シートベルト・チャイルドシート・ヘルメット着用指導強化日」とし、街頭指導を強化する。
- (2) 県・市町村交通安全推進協議会は、各季の交通安全運動期間中に警察・事業所・交通安全母の会等の協力を得て、幹線道路におけるシートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの着用状況を把握し、着用率の向上を図る。

8 実施事項及び実施内容

別表のとおり

〔附則〕

- ・この要綱は、昭和60年2月25日から実施する。
- ・昭和61年2月27日一部改正
- ・平成4年1月17日一部改正
- ・平成6年2月22日一部改正
- ・平成12年2月10日一部改正
- ・平成14年4月1日一部改正

別 表

実施事項	実 施 内 容	推進機関・団体
広報活動の推進	<p>1 広報紙（誌）、有線放送、行政無線、広報車等あらゆる広報媒体を積極的に活用するほか、区長会、自治会等を通じ、地域住民へのシートベルト・チャイルドシート・ヘルメット（以下「シートベルト等」という。）着用の周知を図る。</p> <p>2 推進機関・団体は緊密な連携と協力を図り、地域や職場においてシートベルト等未着用者の死傷事例や着用していたために助かった事例を紹介し、着用の強化を図る。</p>	別 紙
着用指導の推進	<p>1 毎月1日の「交通安全県民の日」及び20日の「県民交通事故0の日」を「シートベルト等着用指導強化日」として総合性を持たせ、街頭での着用指導を強化する。</p> <p>2 市町村においては、「シートベルト等着用モデル事業所」を指定し、市町村ぐるみの運動として推進する。</p> <p>3 家庭では主婦が中心となり、交通安全に関する話題としてシートベルト等の着用効果や着用の必要性などについて話し合い、車や二輪車を運転（同乗）するときには着用を促す声掛けを励行する。</p> <p>4 学校等が開催する交通安全教室等においては、シートベルト等の着用効果や着用の必要性などについて啓発し、乗車時における自主的着用意識の習慣づけを図る。</p> <p>5 自動車販売店や給油所、整備工場等においては、接客時をとらえたシートベルト等の着用を呼びかける。</p> <p>6 事業所においては、安全運転管理者等をシートベルト等着用推進員等に指定し、自家用車の運転時を含め、事業所ぐるみの運動として推進する。</p> <p>7 シートベルト等着用モデル事業所の設置拡大を推進するとともに、モデル路線及びモデル地区における実践指導を強化する。</p>	八 沖 縄 県 交 通 安 全 推 進 協 議 会 推 進 機 関 ・ 団 体 の お り
率先着用の推進	<p>1 本運動を推進する実施機関・団体の職員は、シートベルト等の率先着用を励行し、他の模範となるように努める。</p> <p>2 官公署の職員等は、公用車・自家用車を問わず、シートベルト等の着用を徹底する。 また、官公署の管理責任者は、所属職員に対し、朝礼等あらゆる機会を通じて着用指導を徹底するとともに、管理する車両（四輪・二輪）のシートベルト等の点検整備を実施する。</p>	

二輪車の交通事故防止実施要綱

1 目的

この運動は、若年者の二輪車による交通事故が増加傾向にあることに鑑み、二輪車利用者に交通安全思想を普及徹底し、県民の総力をあげて二輪車の交通事故防止を図ることを目的とする。

2 期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

3 スローガン

別紙のとおり

4 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

5 推進機関・団体

別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下「推進機関・団体」という。）」のとおり

6 運動の重点

別紙のとおり

7 実施事項及び実施内容

別紙（別表）のとおり

〔附則〕

- ・この要綱は、昭和61年2月27日から実施する。
- ・平成4年1月17日一部改正
- ・平成6年2月22日一部改正
- ・平成8年2月14日一部改正
- ・平成14年4月1日一部改正
- ・平成22年4月1日一部改正

別 紙

1 スローガン

守ろう通行帯 やめようすり抜け

2 運動の重点

- (1) ヘルメットの正しい着用の徹底
- (2) 渋滞時のすり抜けや接近運転の危険性、迷惑性の広報
- (3) 指定通行帯の遵守
- (4) 街頭における安全指導の強化

3 別 表

実施事項	実施内容	推進機関・団体
広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 広報紙（誌）、有線放送、行政無線、広報車等のあらゆる広報媒体を積極的に活用するほか、二輪車 利用者をはじめ、地域住民に本運動の周知徹底を図る。 2 各種講習会、研修会、会議等のあらゆる機会を通じ、本運動の周知徹底を図る。 	別紙 △ 沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体 ▽ の と お り
若年運転者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 ヤングドライバーズクラブ等の組織活動を通じ、人命尊重に基づいた安全運転の励行を呼びかける。 2 若年者に対しては、二輪車の特性及び事故実態の認識を深めさせ、安全運転の励行を呼びかけるとともに、家庭においては週末や祝祭日の深夜における遊びを目的とした二輪車の使用を制限し、在宅の確認を励行する。 3 学校では、交通指導體制を強化し保護者に対する働きかけを行い、家庭での交通安全思想の高揚を図るとともに、交通安全講習会などを積極的に開催する。 4 家庭・地域ぐるみで、暴走行為を「しない」「させない」「見に行かない」という暴走族三ない運動を展開する。 5 若年運転者の無謀運転を防止するため、運転者としての社会的責任の自覚及び交通ルールと正しい交通マナーを習慣づけ、有効な余暇利用を促進するなど、交通安全教育を積極的に推進する。 	

実施事項	実施内容	推進機関・団体
安全指導の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 二輪車運転免許取得時における技能講習会及び二輪車安全運転講習会等のあらゆる機会を通じ、安全運転の励行やヘルメットの着用効果、正しい着用方法について指導を徹底する。 2 二輪車を利用している従業員に対しては、ヘルメット着用の指導を強化するとともに、二輪車安全運転5則の周知徹底を図る。 	<p>△ 別紙 沖縄県交通安全推進協議会 推進機関・団体</p>
街頭指導の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 ヘルメット着用の効果及び、その必要性を指導すると共に、保険加入や車両点検整備を促進する。 2 運転に適した服装や乗車姿勢について指導する。 3 指定交差点での原付自転車の二段階右折方法の遵守、自動二輪車初心運転者の二人乗り禁止、大型自動車の左折時巻き込み事故の防止について指導を強化する。 4 交差点における安全確認や一時停止の励行を推進する。 	<p>の と お り ▽</p>

車線を守ろう運動推進要綱

1 目的

この運動は、すべての運転者に安全運転走行の基本を徹底させ、車線内走行の遵守による交通秩序を確立することにより、交通安全意識の高揚を図り交通事故を防止しようとするものである。

2 期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

3 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

4 推進機関・団体

別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下「推進機関・団体」という。）」のとおり

5 実施事項及び実施内容

別表のとおり

[附則]

- ・この要綱は、平成4年1月17日から実施する。
- ・平成6年2月22日一部改正
- ・平成14年4月1日一部改正

実施事項	実施内容	推進機関・団体
車線を守る気運の醸成	<ol style="list-style-type: none"> 1 車線の遵守について、街頭交通監視や交通安全指導のあらゆる機会をとらえ、指導を強化する。 2 地域・家庭・事業所に対しては、自治会や交通安全団体等と連携を図り、「車線を守ろう運動」の趣旨を徹底させる。 3 推進機関・団体は、立て看板や横断幕等を作成掲示する等、車線遵守のキャンペーンを展開するとともにあらゆる広報媒体を積極的に活用して「車線を守ろう気運」の醸成を図る。 	別紙
運転者等への指導強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 運転者、安全運転管理者、運行管理者を対象にした講習会や自動車教習所における交通安全教室等、各種講習会を通して車線遵守の啓蒙指導を行う。 2 推進機関・団体においては、率先して車線遵守を励行するとともに、各家庭に対する啓蒙活動を積極的に展開する。 3 幹線・渋滞道路、交差点での交通監視を重点的に行い、車線内走行の遵守について、運転者の指導を強化する。 	八沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体
「車線を守る五つの基本」の推進	<p>交通安全に欠かすことのできない「車線を守る五つの基本」</p> <ul style="list-style-type: none"> *キープレフトの励行 *安全速度の励行 *飲酒運転はしない *無理な追い越し（追い抜き）・割り込み運転はしない *路上駐車はしない <p>を県民に浸透させるようあらゆる機会を通して指導を図る。</p>	のとお
道路交通環境の点検・整備	<p>道路管理者等は、交通安全施設等の点検を行い、車線標示の明確化、路面マーキング等や交通安全施設の整備を実施し、道路交通環境の改善を図る。</p>	り

沖縄県交通安全推進協議会要綱

(名称)

第1 本会は、沖縄県交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2 協議会は、交通安全関係行政機関及び民間団体等の相互の密接な連携のもとに、交通安全活動等を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第3 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。

- 1 交通安全運動及び交通安全教育の推進に関すること。
- 2 交通環境の整備に関すること。
- 3 その他交通事故防止に関すること。

(組織)

第4 協議会は、別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下「推進機関・団体」という。）をもって構成する。

(役員)

第5 協議会に次の役員を置く

会 長	1 名
副 会 長	2 名
運営委員	若干名
幹 事 長	1 名
常任幹事	若干名

- 2 会長は知事をもって充てる。
- 3 副会長は、副知事及び沖縄県交通安全協会連合会長をもって充てる。
- 4 運営委員、常任幹事及び幹事は、別表に掲げるものをもって充てる。
- 5 幹事長は、沖縄県環境生活部県民生活課長をもって充てる。

(幹事)

第6 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第5の4の幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、次の事項を協議推進する。
 - (1) 事業計画の企画及び立案に関すること。
 - (2) 事業計画の推進に関すること。

(役員職務)

- 第7 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 運営委員は、第3に掲げる具体的事項を審議し、その実施を推進する。
- 4 幹事長は、幹事会を招集し、その議長となり議事を整理する。
- 5 常任幹事は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

- 第8 協議会の会議は、総会及び役員会とする。
- 2 総会は、役員及び推進機関・団体等の代表者をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集し、第3に掲げる基本的事項を審議し、その実施を推進する。
- 4 役員会は、必要の都度会長が招集する。

(部会)

- 第9 会長は、必要により部会を置くことができる。

(庶務)

- 第10 この協議会の事務を処理するため、事務局を沖縄県環境生活部県民生活課に置く。

(雑則)

- 第11 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定める

(附則)

この要綱は、昭和48年2月6日から施行する。

(附則)

この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表

沖縄県交通安全推進協議会役員名簿

運営委員

(順不同)

役員名	役員名
沖縄県交通安全協会連合会長	沖縄県レンタカー協会会長
沖縄県社会福祉協議会会長	沖縄県建設業協会会長
沖縄県PTA連合会会長	沖縄県市長会会長
沖縄県高等学校PTA連合会会長	沖縄県町村会会長
沖縄県交通安全母の会連絡協議会会長	内閣府沖縄総合事務局総務部長
沖縄県公民館連絡協議会会長	内閣府沖縄総合事務局運輸部長
沖縄県経営者協会会長	内閣府沖縄総合事務局開発建設部長
沖縄県青年団協議会会長	内閣府沖縄総合事務局経済産業部長
沖縄県幼稚園協会会長	沖縄労働局長
私鉄沖縄労働組合連合会委員長	沖縄県企画部長
沖縄県バス協会会長	沖縄県文化環境部長
沖縄県トラック協会会長	沖縄県土木建築部長
沖縄県ハイヤー・タクシー協会会長	沖縄県福祉保健部長
沖縄県個人タクシー事業協同組合理事長	沖縄県警察本部交通部長
沖縄県軽自動車協会会長	沖縄県教育長

幹事

(順不同)

役員名	電話番号	備考
◎沖縄県交通安全協会連合会専務理事	851-7900	
◎沖縄県市長会事務局長	963-8616	
◎沖縄県町村会事務局長	963-8651	
◎沖縄県交通安全母の会連絡協議会事務局長	884-5333	
沖縄県老人クラブ連合会事務局長	882-5777	
◎沖縄県バス協会常務理事	867-2316	
沖縄県トラック協会専務理事	863-0280	
沖縄県ハイヤー・タクシー協会教育指導委員長	855-1344	
沖縄県二輪車安全普及協会専務理事	877-8274	
沖縄県レンタカー協会専務理事	859-3825	
沖縄県PTA連合会事務局長	867-3582	
沖縄県高等学校PTA連合会事務局長	866-6420	
沖縄県経営者協会専務理事	859-6151	
沖縄県指定自動車教習所協会専務理事	863-0178	
沖縄県損害保険代理業協会専務理事	858-7192	
◎内閣府沖縄総合事務局総務部調査企画課長	866-0047	
内閣府沖縄総合事務局運輸部車両安全課長	866-1837	
内閣府沖縄総合事務局開発建設部道路管理課長	866-1915	
内閣府沖縄総合事務局陸運事務所首席陸運技術専門官	875-0300	
沖縄労働局労働基準部監督課長	868-4303	
沖縄労働局労働基準部安全衛生課長	868-4402	
◎沖縄県警察本部交通部交通企画課長	862-0110	
沖縄県警察本部交通部交通規制課長	862-0110	
◎沖縄県教育庁保健体育課長	866-2726	
◎沖縄県土木建築部道路管理課長	866-2665	
沖縄県福祉保健部青少年・児童家庭課長	866-2174	
沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課長	866-2214	
☆沖縄県環境生活部県民生活課長	866-2187	

注 ☆は幹事長 ◎は常任幹事

沖縄県交通安全推進協議会暴走族対策部会設置要綱

(趣旨)

第1条 暴走族問題について、総合的な対策を協議するため、沖縄県交通安全推進協議会要綱第9条の規定に基づき、沖縄県交通安全推進協議会に暴走族対策部会（以下「部会」という。）を置く。

(構成)

第2条 部会は、部会長、副部会長及び別表第1の委員で構成する。
2 部会長は、環境生活部長をもって充てる。
3 副部会長は、警察本部交通部長をもって充てる。
4 部会は、特に必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(職務)

第3条 部会長は、部会を代表して、会務を総理する。
2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

(幹事会)

第5条 部会に幹事会を置く。
2 幹事会は、幹事長及び別表第2に掲げるもので構成する。
3 幹事会は、部会を補佐し、部会に提出する事項について協議調整する。
4 幹事長は、県民生活課長をもって充てる。
5 幹事会は、幹事長が招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は、昭和56年7月17日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1

沖縄県交通安全推進協議会暴走族対策部会委員

沖縄県交通安全協会連合会長
沖縄県青少年育成県民会議会長
沖縄県交通安全母の会連絡協議会長
沖縄県二輪車安全普及協会会長
沖縄県青年団協議会長
沖縄県自動車整備振興会長
沖縄県自動車販売協会会長
沖縄県中古自動車販売協会会長
沖縄県指定自動車教習所協会会長
沖縄県PTA連合会長
沖縄県高等学校PTA連合会長
沖縄県高等学校長協会会長
沖縄県中学校長会長
沖縄県市長会長
沖縄県町村会長
沖縄総合事務局開発建設部長
沖縄総合事務局陸運事務所長
沖縄県福祉保健部長
沖縄県土木建築部長
沖縄県教育長

沖縄県交通安全推進協議会暴走族対策部会幹事会

沖縄県交通安全協会連合会総務部長
沖縄県青少年育成県民会議事務局長
沖縄県交通安全母の会連絡協議会事務局長
沖縄県二輪車安全普及協会専務理事
沖縄県青年団協議会事務局長
沖縄県自動車整備振興会事務局長
沖縄県自動車販売協会専務理事
沖縄県中古自動車販売協会事務局長
沖縄県指定自動車教習所協会専務理事
沖縄県PTA連合会事務局長
沖縄県高等学校PTA連合会事務局長
沖縄県高等学校校長協会事務局長
沖縄県中学校長会事務局長
沖縄県市長会事務局長
沖縄県町村会事務局長
沖縄総合事務局開発建設部道路管理課長
沖縄総合事務局陸運事務所首席陸運技術専門官
沖縄県福祉保健部青少年・児童家庭課長
沖縄県土木建築部道路管理課長
沖縄県教育庁県立学校教育課長
沖縄県教育庁保健体育課長
沖縄県教育庁義務教育課長
沖縄県教育庁生涯学習振興課長
警察本部交通部交通企画課長
警察本部交通部交通規制課長
警察本部交通部交通指導課長
警察本部生活安全部少年課長
沖縄県環境生活部県民生活課長

暴走族追放県民運動実施要綱

1 目的

この運動は、交通秩序を破壊し、県民生活の平穏を侵害する暴走族の台頭に鑑み、関係行政機関及び民間団体が相互に連携し、暴走行為を許さない気運を醸成する等、県民総ぐるみで暴走族を追放することを目的とする。

2 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会暴走族対策部会

3 運動の基本

「暴走族三ない運動」

- (1) 暴走行為をしない
- (2) 暴走行為をさせない
- (3) 暴走行為を見に行かない

4 実施事項

(1) 暴走族追放啓蒙活動の推進

ア 報道機関による啓蒙

テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に資料を提供し、その協力を得て「暴走行為をしない・させない・見に行かない」ことを広く県民に浸透させる。

イ 広報紙等による啓蒙

県や市町村、その他関係機関団体のポスター・チラシ、及び広報誌、並びに放送施設等を活用して地域住民及び関係者の暴走族追放気運の醸成を図る。

ウ 交通安全運動における啓蒙

春・秋の全国交通安全運動、夏及び年末・年始の交通安全県民運動等に暴走族追放の内容を盛り込み、暴走族の追放気運を醸成する。

(2) 家庭・地域・学校等における青少年の指導強化

ア 家庭における子供の指導

家庭にあっては、子供との対話を通じて親と子の相互理解を深め、暴走族への仲間入りをさせないように、家族ぐるみによる子供への指導を強めるとともに在宅確認を励行する。

イ 中・高校生に対する生活指導の推進

家庭・学校・PTA等の会合及び学校警察連絡協議会、高等学校生徒指導連絡協議会等を通じて、暴走運転の危険性や反社会性等について話し合い、暴走族への加入又は暴走行為をしないように生活指導の強化を図る。

ウ 勤労青少年に対する生活指導の推進

地域や職場における各種の活動を通じて、勤労青少年の生活指導を推進するとともに、運転者講習会や研修会、座談会等の会合における若年ドライバーの指導育成を図る。

(3) 暴走族に対する指導・取締りの強化

ア 暴走族取締りの強化

暴走族の多い時期や時間帯、暴走行為の行われやすい地域や路線を重点に取締りを強化し、その絶滅を図る。

イ 補導・グループ解体の推進

学校・PTA、職場及び保護者等に対する個別指導を徹底し、暴走族少年の補導並びにグループ解体の促進を図る。

ウ 暴走族のたまり場となりやすい道路や公園・広場、空き地及びドライブインなどの管理者に対し、暴走族締め出しのための管理者対策を徹底する。

(4) 関係機関・団体との連携の強化

ア 暴走族情報の通報及び資料提供の推進

警察、学校、その他の関係機関及び団体は、暴走族情報の通報及び資料提供を積極的に行い、相互の連携強化を図る。

イ 地域ぐるみの110番通報の促進

暴走族が集まり、又は集団で走行している現場を見かけたらただちに110番通報を行うなど、地域ぐるみで暴走族の絶滅を図る。

ウ 自動車関係業者の連携強化

自動車の販売・整備及び、カー用品等の販売業者は、不法改造車両や整備不良車両等の防止並びに暴走行為を助長するような行為を自粛するように相互の連携を強化する。

[附則]

この要綱は昭和56年8月6日から施行する。

・平成14年4月1日一部改正

沖縄県交通安全推進協議会飲酒運転根絶対策部会設置要綱

(趣旨)

第1条 飲酒運転根絶について、総合的な対策を協議し、啓発活動を推進するため、沖縄県交通安全推進協議会要綱第9条の規定に基づき、沖縄県交通安全推進協議会に飲酒運転根絶対策部会（以下「部会」という。）を置く。

(構成)

第2条 部会は、部会長、副部会長及び別表第1の委員で構成する。

2 部会長は、環境生活部県民生活課長をもって充てる。

3 副部会長は、警察本部交通部調査官をもって充てる。

4 部会は、特に必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(職務)

第3条 部会長は、部会を代表して、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成18年9月21日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年12月11日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県交通安全推進協議会飲酒運転根絶対策部会委員

沖縄県交通安全協会連合会総務部安全担当課長
沖縄県交通安全母の会連絡協議会理事
沖縄県高等学校PTA連合会事務局長
沖縄県経営者協会専務理事
沖縄県青年団協議会事務局長
沖縄県バス協会常務理事
沖縄県ハイヤー・タクシー協会教育指導委員長
沖縄県トラック協会専務理事
沖縄県建設業協会専務理事
沖縄県二輪車安全普及協会専務理事
沖縄県社交飲食業衛生同業組合専務理事
沖縄県飲食業生活衛生同業組合副理事長
沖縄県指定自動車教習所協会専務理事
日本損害保険協会沖縄支部事務局長
沖縄県損害保険代理業協会専務理事
沖縄県飲酒運転根絶連絡協議会会長
飲酒運転撲滅の会会長
沖縄県酒造組合連合会専務理事
沖縄県都市モノレール株式会社総務課長
日本放送協会沖縄放送局副局長
琉球放送株報道局長
琉球朝日放送報道制作局長
沖縄テレビ放送報道制作局長
沖縄タイムス社編集局社会部長
琉球新報社編集局社会部部长待遇
ラジオ沖縄役員待遇部長（報道担当）
エフエム沖縄放送制作部長
沖縄県市長会事務局長
沖縄県町村会事務局長
内閣府沖縄総合事務局運輸部監査指導課上席自動車監査官
沖縄県福祉保健部総合精神保健福祉センター所長
沖縄県教育庁保健体育課長

飲酒運転根絶対策部会活動方針

1 目的

この方針は、関係機関・団体が相互に連携し、悲惨な交通事故を惹起する飲酒運転の悪質性・危険性・反社会性を県民に周知させ、県民総ぐるみで飲酒運転による交通事故を根絶し、日本一交通安全な県を実現することを目的とする。

平成21年10月1日に施行された沖縄県飲酒運転根絶条例に基づき策定された「沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針」に沿って効果的な運動を展開することとする。

2 運動の基本方針（飲酒運転(四)ない運動の実践）

- (1) 運転するならお酒を飲まない
- (2) お酒を飲んだら運転しない
- (3) 運転する人にお酒をすすめない
- (4) お酒を飲んだ人に運転させない

3 推進事項

- (1) 関係機関・団体等への飲酒運転防止に係る情報提供・協力要請
- (2) 街頭での啓発活動など「毎月1日」の「飲酒運転の根絶運動の日」を活用した広報・啓発
- (3) 市町村や関係団体等と連携した各季の交通安全運動の推進
- (4) マスコミを活用した広報・啓発など飲酒運転根絶キャンペーンの推進
- (5) 安全運転管理事業所における講習会など交通安全教育等の充実
- (6) ハンドルキーパー運動、ポスター掲示など飲食店営業者等による自主的な取組の促進
- (7) 飲酒運転根絶宣言の実施など事業者等による自主的な取組の促進
- (8) 断酒会等の自助グループを紹介するなど飲酒運転をした者等への再発防止の助言
- (9) その他、飲酒運転根絶に係る事項

4 その他

本活動方針は適宜協議のうえ変更し、効果的施策の推進を図るものとする。

交通死亡事故多発非常事態宣言実施要綱

1 目的

交通事故が多発し、交通安全の確保に著しい不安が生ずるおそれがある場合、全県下を対象として交通死亡事故多発非常事態を宣言し、地域住民の注意を喚起するとともに、県や市町村、警察及び推進機関・団体が連携して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進することにより、交通死亡事故の抑止を図ることを目的とする。

2 非常事態宣言者

非常事態宣言者は、沖縄県交通安全推進協議会長（沖縄県知事）とする。

3 非常事態宣言基準

宣言の基準は、次の基準とする。

- (1) 県下全域において、短期間（おおむね10日間）に交通死亡事故件数が8件以上になったとき。
- (2) 上記のほか、沖縄県交通安全推進協議会長（以下「会長」という。）が交通事故の発生状況から非常事態を宣言する必要があると認めたとき。

4 非常事態宣言及び期間

(1) 非常事態宣言

ア 会長は、非常事態宣言の基準に該当すると認めたときは、県警察本部長の意見を聞いて非常事態を宣言する。

イ 会長は、非常事態を決定したときは、市町村交通安全推進協議会（以下「市町村交推協」という。）の長及び沖縄県交通安全推進協議会（以下「県交推協」という。）の委員に対し、別紙様式により通知するものとする。

(2) 非常事態宣言の期間

宣言期間は、原則として宣言の日から10日間とする。

ただし、交通事故発生の動向に照らし会長が宣言延長の必要を認めた場合は、この限りでない。

5 非常事態宣言下における推進事項

非常事態が宣言されたときは、県交推協は幹事会、市町村交推協は連絡協議会等を開催し推進態勢を確立するとともに、推進機関・団体は別表推進事項の実施に努めるものとする。

[附則]

この要綱は、昭和61年9月5日から施行する。

[附則]

この要綱は、平成4年1月17日から施行する。

[附則]

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

[附則]

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

別表

推進事項	推 進 内 容	推進機関・団体
広報活動	○ 新聞、テレビ、ラジオを通じて非常事態宣言の周知を図る。	県・警察 報道機関
	○ 広報車、有線放送等により交通安全広報の徹底を図る。	県・市町村 警察 交通安全協会
	○ 横断幕・懸垂幕、立て看板、安全旗を掲出する。	全機関団体
	○ 下部組織に対し、非常事態宣言の周知徹底を図る。	
街頭活動	○ 通学（園）路の安全施設等の点検整備を行うとともに、通学（園）時間帯の街頭指導を行う。	学校・幼稚園 P T A
	○ 二輪車及び自転車の街頭指導を行う。	警 察
	○ シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの着用について、街頭指導取締りを行う。	交通安全協会
	○ 街頭広報を行う。	官 公 庁
	○ 速度の出し過ぎ、飲酒、過労運転等による事故を防止するため、自主活動を強化する。	会社・事務所
	○ 歩道、自転車道、ガードレール、信号機、道路標識、道路標示等の点検整備を実施する。	道路管理者 警 察
交通安全 教 育	○ 朝礼時等を活用して、非常事態宣言の周知徹底を図るとともに、正しい歩行や自転車の安全な乗り方、二輪車の安全運転について指導する。	学 校
	○ 朝礼や点呼時等を活用して、非常事態宣言の周知徹底を図るとともに、安全速度の励行及びシートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの着用等交通事故防止について指導する。	官 公 庁 会 社 事 業 所
	○ 各種会議会合や講習会等において、非常事態宣言の周知徹底を図るとともに、交通安全活動への参加を呼びかける。	全機関団体

別紙様式

交推協第 号
平成 年 月 日

殿

沖縄県交通安全推進協議会長
沖 縄 県 知 事

交通死亡事故多発非常事態宣言について

交通死亡事故多発非常事態宣言実施要綱に基づき、下記のとおり交通死亡事故多発非常事態を宣言したので通知します。

各交通安全推進機関・団体におかれましては、交通事故防止対策の積極的な推進に努められるよう特段のご配慮をお願いします。

記

1. 宣 言 月 日

2. 宣 言 内 容
別紙のとおり

3. 推 進 事 項
別紙のとおり

沖縄県交通安全功労者等表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交通安全意識の高揚を図り、交通事故の防止に資するため、交通安全に顕著な功労のあった個人及び団体を表彰することを目的とする。

(表彰及び基準等)

第2条 表彰の種類、基準及び方法は別表のとおりとし、毎年1回期日を定めて沖縄県交通安全推進協議会会長（以下「会長」という。）が表彰するものとする。

(推薦方法)

第3条 関係機関及び団体の長は、本要綱第2条の表彰基準に該当すると認められるときは、別記様式第1号（個人功労・優良運転者）又は、別記様式第2号（団体功労）を作成し、会長に推薦するものとする。

(選考方法)

第4条 交通安全功労者等表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査し、会長が表彰を決定する。

- 2 選考委員会は、沖縄県交通安全推進協議会常任幹事で構成するものとする。
- 3 選考委員会は、沖縄県交通安全推進協議会幹事長が招集し、議長となる。

(庶務)

第5条 交通安全功労者等の表彰に関する庶務は、沖縄県環境生活部県民生活課でこれを処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

〔附則〕

この要綱は、公布の日から施行する。（交付年月日 昭和48年12月15日）

〔附則〕

この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

〔附則〕

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

〔附則〕

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

〔附則〕

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

〔附則〕

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

〔附則〕

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

〔附則〕

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

〔附則〕

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

〔附則〕

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

〔附則〕

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

表彰の基準

表彰種類	表彰基準	表彰方法
1 優良自動車 運転者	<p>沖縄県内において、業務又は業務の一部として現に自動車の運転に従事している者であって、次に掲げる要件を満たす者。</p> <p>(1) 運転に従事した期間が20年以上であること。</p> <p>(2) 過去10年間に人の死傷が生じた交通事故によって刑事処分または行政処分を受けたことがないこと。</p> <p>(3) 過去3年間に交通法令違反による刑事処分又は行政処分を受けたことがないこと。</p> <p>(4) 過去に市町村長、警察本部長、交通安全協会連合会長等の表彰を受け、かつ、同表彰から3年以上引き続き、交通安全活動に寄与したと認められる者。</p> <p>(5) 人格円満で他の模範と認められること。</p>	賞状 その他
2 交通安全の 推進に功労の あった個人	<p>10年以上にわたり交通安全活動等を実施し、地域における交通事故の防止に多大の成果をあげ、かつ、人格円満で他の模範と認められる個人で、上記1の(2)～(4)の基準を満たす者。</p>	賞状 その他
3 交通安全の 推進に功労の あった団体	<p>次の各号の一に該当する団体であって、交通安全の推進に功労があったと認められるもの。</p> <p>(1) 学校児童会・学校生徒会及び学生自治会等</p> <p>(2) 婦人会・青年団及びPTA等</p> <p>(3) 交通安全の確保を図る団体等</p> <p>(4) 町内会及び自治会等</p> <p>(5) 会社・商店及びその他の事業所等</p> <p>(6) その他の団体</p>	賞状 その他

※ 上記1から3の表彰を受けた個人、団体は、受賞年の翌年を起算年として3年経過後に受賞候補者の資格を有するものとする。

交通安全功労者・優良運転者表彰推薦書

功 勞 種 別 (ふりがな)			推薦順位	第 位
氏 名	推薦者なし			
生 年 月 日	明・大・昭	年	月	日生 (満 歳)
現 住 所				
本 籍				
職業 (役職)				
性向・職場近隣の風評及び信望等				
家 況 その他参考事項				
功 績 事 項	1. 概要 2. 具体的内容 (1) ・ ・ ・ ・			
運転免許の種類等	種 別		取得年月日	年 月 日
	番 号		運 転 歴	年 カ月
交 通 事 故 歴 (処分内容・年月)				
受 賞 歴 (表彰・年月)				
上記のとおり推薦します。 <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市 町 村 長 名</p> <p style="text-align: center;">機 関 ・ 団 体 長 名</p> <p>沖縄県交通安全推進協議会長 殿</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

交通安全功勞団体表彰推薦書

(ふりがな)	-----		推薦順位	第 位
団 体 名				
代表者の氏名 及び職名				
所 在 地				
設立年月日	年	月	日	活動の範囲
構成員の範囲 及び人員				
組 織 図	別添のとおり			
沿 革				
活動状況及び 功績事項	<p>1. 活動状況</p> <p>2. 功績事項</p> <p>(1) 概況</p> <p>(2) 具体的内容</p>			
<p>上記のとおり推薦します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>市 町 村 長 名</p> <p>機 関 ・ 団 体 長 名</p> <p>沖縄県交通安全推進協議会長 殿</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

履 歴 書

(ふりがな)	
氏 名	
生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日生(満 歳)
学 歴	
職 歴 等	(職歴) 自 年 月 日 至 年 月 日 (公職歴) 自 年 月 日 至 年 月 日 (団体歴) 自 年 月 日 至 年 月 日
賞 罰	

沖縄県交通死亡事故抑止功労市町村表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交通安全対策に尽力した結果、交通死亡事故の抑止又は減少に顕著な功績のあった市町村に対して表彰を行い、その功績を称えるとともに、県民の交通安全意識の更なる高揚を図り、交通事故を抑止することを目的とする。

(基準及び表彰)

第2条 表彰の基準は、別表のとおりとし、毎年1回期日を定めて沖縄県交通安全推進協議会会長（以下「会長」という。）が表彰するものとする。

(申告及び確認)

第3条 各市町村長は、前条の表彰基準を達成したときは、別記様式（交通死亡事故抑止功労申告書）を作成し、会長に申告するものとする。

2 前項の申告内容について沖縄県交通安全推進協議会事務局で確認し、会長が表彰を決定する。

(表彰の除外)

第4条 会長は、市町村が第2条の基準を達成したときであっても、当該市町村に関し、社会的に重大な交通事故が発生した場合等には、表彰しないことができる。

(庶務)

第5条 同表彰に関する庶務は、沖縄県環境生活部県民生活課でこれを処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

改 訂

平成17年4月1日

平成18年4月1日

平成22年4月1日

平成23年4月1日

別表

表彰基準

次の1から3のいずれかの基準を達成した市町村を表彰する。

- 1 当該市町村内で発生した交通事故による死者ゼロを人口規模で分類した下表の期間を継続した市町村。(交通事故による死者とは、交通事故発生後24時間以内に死亡した者で高速自動車道での事故を除く。以下「交通事故死者」という。)

期間	7年	5年	4年	3年	2年	1年	半年
人口	1,500人 未満	1,500人 以上 3,000人 未満	3,000人 以上 10,000人 未満	10,000人 以上 20,000人 未満	20,000人 以上 45,000人 未満	45,000人 以上 100,000人 未満	100,000人 以上
市町村	南大東村 多良間村 座間味村 粟国村 渡嘉敷村 北大東村 渡名喜村 伊平屋村 8村	東村 伊是名村 与那国町 3町村	恩納村 今帰仁村 久米島町 国頭村 宜野座村 伊江村 竹富町 大宜味村 8町村	北中城村 中城村 与那原町 本部町 嘉手納町 金武町 6町村	南城市 読谷村 西原町 南風原町 北谷町 八重瀬町 6市町村	宜野湾市 名護市 糸満市 豊見城市 宮古島市 石垣市 6市	那覇市 沖縄市 うるま市 浦添市 4市

(上記表は平成22年12月1日現在)

- ※ 1年とは、1月1日から12月31日までの間とする。
 ※ 市町村人口は、平成22年12月1日現在の沖縄県統計課資料による。
 ※ 人口10万人未満の市町村が1の基準を満たして表彰を受けた場合、次回からの表彰については、表彰を受けた年を算出期間の起算年とし、人口10万人以上の市町村が1の基準を満たして表彰を受けた場合、次回からの表彰については、次半期の最初の月を算出期間の起算月とする。
- 2 当該市町村内で発生した交通事故死者が、2年以上連続して前年より減少した市町村で、次の各号の一に該当する市町村。
- (1) 人口45,000人以上の市町村においては、その期間における減少数の合計が5人以上で、かつ、減少数に達した年の交通事故死者数が、当該市町村の過去5年間の交通事故死者数の平均を下回ること。
- (2) 人口45,000人未満の市町村においては、その期間における減少数の合計が3人以上で、かつ、減少数に達した年の交通事故死者数が、当該市町村の過去5年間の交通事故死者数の平均を下回ること。
- ※ 要綱附則の規定にかかわらず、平成22年における期間の起算は、平成18年1月1日からとする。
 ※ うるま市にあつては、具志川市、石川市、勝連町、与那城町の合計数を勘案する。
 ※ 南城市にあつては、佐敷町、玉城村、大里村、知念村の合計数を勘案する。
 ※ 八重瀬町にあつては、東風平町、具志頭村の合計数を勘案する。
- 3 当該市町村内で発生した交通事故死者が前年に比べ、5人以上減少した市町村。
 ※ 要綱附則の規定にかかわらず、平成22年における期間は、同年1月1日から同年12月31日までとする。
- ☆ 交通事故死者数等については、沖縄県警察本部資料による。

(表彰基準2の事例)

(例) 人口45,000人以上の市町村 (A市、B市) の場合

(交通事故死者数)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	過去5年平均死者数 (平17年~21年)	平成 22年	過去5年平均死者数 (平18年~22年)	基準 達成年
A市	5人	7人	9人	8人	4人	6.6	-	-	平成21年
B市	1人	1人	9人	5人	4人	4.0	3人	4.4	平成22年

A市：平成20年は8人で1人減、平成21年は4人で4人減となり合計5人減を達成。
また、平成21年の死者は4人で、過去5年平均の6.6を下回ることから、平成21年が基準達成となる。

B市：平成20年は5人で4人減、平成21年は4人で1人減となりA市と同様合計5人減を達成したが、平成21年の死者は4人で過去5年平均の4.0を下回らないので、平成21年は基準を達成しない。しかし、来年平成22年も引き続き減少し、死者が3人となった場合は、過去5年平均の4.4を下回るので来年平成22年に基準達成となる。

沖縄県飲酒運転抑止功労市町村表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飲酒運転抑止対策に尽力した結果、当該市町村に居住する者の飲酒運転の抑止又は減少に顕著な功績のあった市町村に対して表彰を行い、その功績を称えるとともに、県民の交通安全意識の更なる高揚を図り、交通事故を抑止することを目的とする。

(表彰の期間及び対象等)

第2条 表彰の対象となる期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。

2 表彰の対象は、前項の期間内において飲酒運転抑止対策に尽力したと認められ、かつ、次の各号の一に該当する市町村とする。

(1) 当該市町村に居住する者が一定期間（沖縄県交通死亡事故抑止功労市町村表彰要綱の表彰基準の1の市町村人口別期間表に準ずる期間）、飲酒運転違反ゼロを達成した市町村。ただし、表彰基準を満たして表彰を受けた市町村の次回からの表彰については、表彰を受けた年を算出期間の起算年とする。

(2) 当該市町村の運転免許人口千人当たりにおける飲酒運転違反者の割合を、前年に比べ減少させた市町村。

3 表彰は3市町村まで行うことができるものとする。

4 表彰は、毎年1回期日を定めて沖縄県交通安全推進協議会会長（以下「会長」という。）が行うものとする。

(内申)

第3条 沖縄県警察本部交通部長は、前条第2項各号の規定を達成した市町村を会長に内申するものとする。

(審査方法)

第4条 沖縄県飲酒運転抑止功労市町村表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、会長が表彰を決定する。

2 第2条第2項の飲酒運転抑止対策に関しては、別記「飲酒運転防止策等取組状況」の項目について審査するものとする。

3 審査委員会は、沖縄県交通安全推進協議会常任幹事で構成するものとする。

4 審査委員会は、沖縄県交通安全推進協議会幹事長（以下「幹事長」という。）が招集し、議長となる。

(飲酒運転抑止状況の通知)

第5条 幹事長は、飲酒運転の継続的な抑止を図るため、市町村別飲酒運転抑止状況を3箇月ごとに各市町村へ通知するものとする。

(庶務)

第6条 同表彰に関する庶務は、県民生活課でこれを処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

1 前項の規定にかかわらず、平成16年の表彰の対象となる期間については、同年1月1日から同年12月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

飲酒運転防止策等取組状況

番	審 査 項 目	内 容	備 考
1	交通安全計画	交通安全対策基本法に基づく計画の策定	
2	交通安全大会及び交通安全運動出発式等	交通安全大会、交通安全運動出発式等の開催	
3	飲酒運転抑止イベント	住民を対象としたイベント等の開催	
4	飲酒運転等抑止会議	定期・臨時の会議の開催	
5	飲酒運転抑止教室	事業所等を対象にした飲酒運転抑止教室等の開催	
6	広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対するポスター・チラシ等の作成配布 ・横断幕・看板等の作成掲示 ・広報車による広報啓発 ・広報誌等による啓発 ・有（無）線放送による啓発 ・その他による広報啓発 	
7	居酒屋等酒類提供業者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター・チラシ等の配布 ・連絡会議等の開催 	
8	飲酒運転に絡む交通事故	・管内に居住する者の飲酒に絡む交通人身事故件数	
9	その他	その他飲酒運転の抑止又は減少に関する取り組み	

平成23年度交通安全行事予定表

月	日	行 事 名
5 月	11日～20日	・春の全国交通安全運動
	下旬	・夏の県民運動に向けた幹事会会議の開催
7 月	12日	・夏の交通安全県民運動一出発式
	12日～21日	・夏の交通安全県民運動
8 月	上旬	・秋の全国交通安全運動に向けた幹事会の開催
	下旬	・母の会交通安全キャンペーン（予定）
9 月	21日～30日	・秋の全国交通安全運動
10月	中旬	・年末・年始の運動に向けた幹事会の開催
12月	21日～4日	・年末・年始の交通安全県民運動
1 月		・年末・年始の交通安全ラジオキャンペーン
2 月	上旬	・交通安全功労者等表彰選考委員会 ・平成24年度交通安全実施基本方針作成及び春の全国交通安全運動に向けた幹事会の開催
3 月	中旬	・交通安全推進協議会総会及び交通安全功労者等表彰式の開催

関係資料

<目次>

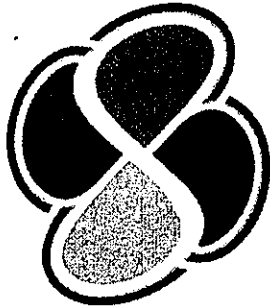
- | | | | | |
|---|----------------------|-------|----|---|
| 1 | 平成23年度交通安全年間スローガン | | 44 | 頁 |
| 2 | 沖縄県飲酒運転根絶条例 | | 45 | 頁 |
| 3 | 沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針 | | 49 | 頁 |
| 4 | 平成22年中の交通事故発生状況 | | 53 | 頁 |
| 5 | 県・市町村交通安全主管課一覧表 | | 54 | 頁 |
| 6 | 沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体等 | | 55 | 頁 |

沖縄県交通安全推進協議会

平成23年度使用交通安全年間スローガン

一般部門 運転者(同乗者を含む)に対するもの	最優秀作品 内閣総理大臣賞	ぼくはここ チャイルドシートが 指定席
	優秀作品 内閣府特命担当大臣賞	運転の マナーが光る 早めのライト
	優秀作品 警察庁長官賞	一滴が 涙に変わる その飲酒
一般部門 歩行者・自転車利用者に対するもの	最優秀作品 内閣総理大臣賞	行けるかな 渡れそうでも 待つ勇氣
	優秀作品 内閣府特命担当大臣賞	自転車も 歩行者優先 いいマナー
	優秀作品 警察庁長官賞	反射材 つけて輝く 身の用心
こども部門	最優秀作品 内閣総理大臣賞	星キラリ 自転車ピカリ 帰り道
	優秀作品 内閣府特命担当大臣賞	あぶないよ いそぐきもちが じこのもと
	優秀作品 警察庁長官賞	目的地 「早く着く」より 「ぶじにつく」
	優秀作品 文部科学大臣奨励賞	運転手さん 急いでいるのに ありがとう
その他部門 飲酒運転防止に対するもの	沖縄県警察	(昨年例) 飲酒運転しない させない 許さない環境づくり

新高齢運転者標識 (H23.2.1～)



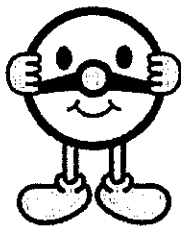
70歳以上の方が自動車を運転するときにはこのマークをつけましょう。
このマークを表示した車に幅寄せや割り込み等をしてはいけません。

チャイルドシート着用推進シンボルマーク カチャビヨン



チャイルドシートの着用推進につき、意識の高揚を図るためのシンボルマーク。
平成12年2月29日決定(公表)

ハンドルキーパーロゴマーク



**ハンドル
キーパー**

ハンドルキーパー運動は、飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動です。

高齢者交通安全マーク (シルバーマーク)



高齢者交通安全マークは、総務庁が高齢者の交通事故の防止について、国民の意識の高揚を図るため選定したマークです。

沖縄県飲酒運転根絶条例

(目的)

第1条 この条例は、飲酒運転を根絶するために必要な措置を講ずることにより、県及び県民等（県民、事業者等及び事業者団体をいう。以下同じ。）が一体となって飲酒運転の根絶を図り、もって飲酒運転のない安全で安心な県民生活を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県民 県内に居住する者及び滞在する者すべてをいう。
- (2) 事業者等 法人その他の団体及び個人で県内において運輸業、建設業、交通安全協会、町内会、駐車場その他の事業を行うものをいう。
- (3) 事業者団体 事業者等としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者等で構成された法人その他の団体をいう。
- (4) 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (5) 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為をいう。

(県の責務)

第3条 県は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第4条の規定に基づき策定し、及び実施する飲酒運転の根絶に関する総合的な施策の推進に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の実情に応じた飲酒運転の根絶に関する施策を実施するために必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

(公職にある者の率先垂範)

第4条 公職にある者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する沖縄県職員をいう。）は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、飲酒が自動車等の正常な運転に影響を及ぼし、重大な交通事故の原因となることを自覚し、日頃から一人一人が飲酒運転をしない、させない、許さないという強い意志を持って、家庭や地域、職場の日常生活及び活動において飲酒運転を根絶するための取組に努めるものとする。

2 県民は、県又は事業者等若しくは事業者団体が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、飲酒運転をしている者又は飲酒運転をすることになるおそれのある者に対し、飲酒運転をしないよう声かけをするなど状況に応じた適切な対応を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等及び事業者団体の責務)

第6条 事業者等及び事業者団体は、その事業の用に供する自動車等の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者等及び事業者団体は、その従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者団体は、その団体を構成する事業者等に対し、飲酒運転の根絶に関する啓発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 事業者等及び事業者団体は、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(飲食店営業者等の責務)

第7条 飲食店営業者等（営業の形態にかかわらず、設備を設け酒類を提供して飲食させる営業を行う者及びその業務に従事する者をいう。以下同じ。）は、県又は事業者等若しくは事業者団体が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

2 飲食店営業者等は、酒気を帯びた客が自動車等を運転することになるおそれがあるときは、飲酒運転をしないよう声かけをするなど状況に応じた適切な対応を講ずるよう努めるものとする。

- 3 飲食店営業者等は、客の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(駐車場所所有者等の責務)

第8条 駐車場（駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1号に規定する路上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）を所有し、及び管理する者は、駐車場の利用者の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書等を掲示する等飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

第9条 県は、第3条の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(飲酒運転の根絶に関する知識の普及等)

第10条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶に関する知識の普及及び県民等の意識の高揚を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(飲酒運転の再発防止のための指導等)

第11条 沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、基本方針に基づき、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための指導、教育、指導書の交付その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 公安委員会は、基本方針に基づき、飲酒運転をした者が酒類を提供する飲食店で飲酒後の飲酒運転であったことが判明した場合には、飲酒運転をした者が再度飲酒運転を行わないようにするため、当該酒類を提供した飲食店営業者等に対して、指導書の交付その他必要な指導を行うものとする。

- 3 第1項及び第2項の指導、教養、その他必要な措置については、公安委員会規則で定めるものとする。

(飲酒運転の再発防止のための措置)

第12条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転をした者及びその家族等からの相談に対して、飲酒運転の再発防止のための助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報提供)

第13条 公安委員会は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶のための市町村の施策及び事業者等又は事業者団体による自主的な活動を促進するため、次の各号に掲げる飲酒運転に関する情報を市町村の区域別に作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することができる。

(1) 飲酒運転による交通事故の発生件数（3か月ごとの発生件数をいう。以下この項において同じ。）

(2) 飲酒運転違反者の人数

2 公安委員会は、前項の規定により公表した情報に関し、市町村又は事業者等若しくは事業者団体から、提供するよう求めがあったときは、前項各号に掲げる情報をこれらのものに提供することができる。

(飲酒運転の根絶運動の日)

第14条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶運動の日を毎月1日と定め、県民等と連携し、飲酒運転の根絶のための必要な施策を推進するものとする。

(体制の整備)

第15条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶について県民等の関心と理解を深める活動を推進するための体制を整備するものとする。

(取組状況の公表)

第16条 県は、基本方針に基づき、飲酒運転の根絶に関する施策の取組状況、効果等について、インターネットによる閲覧その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事及び公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針

飲酒運転根絶に関する施策については、県内各地域で様々な取り組みがなされているものの、依然として飲酒運転は、後を絶たない状況である。

飲酒運転の根絶は、県民すべての切実な願いであり、飲酒運転のない安全で安心して暮らすことのできる県民生活の実現を図るため、沖縄県飲酒運転根絶条例第9条に基づき、飲酒運転根絶に関する知識の普及及び意識の高揚その他飲酒運転根絶に関する総合的な施策を実施するための基本方針を定める。

1 飲酒運転根絶に関する県民・事業者等への啓発及び意識の高揚

県は、市町村、関係機関、団体等と密接な連携を図りながら、飲酒運転の危険性、飲酒運転による事故の重大さ・悲惨さ、運転者本人及び家族が「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い意識を持つことの重要性について、あらゆる機会及び広報媒体を活用して広く県民等に周知し、飲酒運転の根絶についての意識の啓発及び高揚を図るものとする。

(1) 「飲酒運転の根絶運動の日」を活用した広報・啓発

毎月一日の「飲酒運転の根絶運動の日」の設定について、県民等への周知を図るとともに、街頭啓発活動等飲酒運転根絶活動を、県民総ぐるみの運動として、強力に推進する。

(2) 飲酒運転根絶キャンペーン等の実施

関係機関、団体等と密接な連携を図りながら、飲酒運転根絶キャンペーンや各種イベント等の実施を通じて、地域社会全体における飲酒運転根絶機運の高揚を図るものとする

(3) 交通安全教育等の充実

免許更新時講習、安全運転管理事業所における講習、高校生等を対象とした交通安全講習など交通安全教育等の充実を図る。

2 公職にある者の率先垂範

沖縄県議会議員や沖縄県職員は、自らの行動を厳しく律し、県民に範を示すべき

立場を深く自覚し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強固な決意をもって、飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとする。

3 飲酒運転を防止する社会環境の整備

飲酒運転を根絶するためには、運転者本人の自覚に加え、「飲酒運転をさせない、許さない社会環境」を整備することが重要である。

このため、県は、酒類を提供する飲食店営業者等や事業者等及び事業者団体の飲酒運転を防止するための自主的な取組を促進する。

(1) 酒類を提供する飲食店営業者等による自主的な取組の促進

酒類を提供する飲食店営業者等に対して、ポスターの掲示、ハンドルキーパー運動の推進等飲酒運転根絶のための自主的な取組について働きかけるとともに、必要な支援等を行うものとする。

(2) 事業者等及び事業者団体による自主的な取組の促進

事業者等及び事業者団体に対して、事業所内における飲酒運転根絶講習会の実施など自主的な取り組みについて必要な支援等を行うものとする。

(3) 駐車場所有者等の取組の促進

駐車場所有者等による飲酒運転の防止を呼びかけるポスターの掲示等を促進する。

4 飲酒運転の再発防止に関する事項

(1) 再発防止のための指導等

飲酒運転をする者は繰り返すことも多く常習性が指摘されていることから、公安委員会は再発防止のための指導、教育等を行うものとする。

また、飲酒運転をした者が、酒類を提供する飲食店での飲酒後の飲酒運転であったことが判明した場合において、当該飲食店営業者等に対し、指導書の交付その他必要な指導を行うものとする。

(2) 飲酒運転をした者及びその家族への再発防止の助言

県は、飲酒運転をした者及びその家族等からの相談に対して、飲酒運転の再発防止のための助言等を行うものとする。

5 情報提供

(1) 飲酒運転による交通事故の発生件数等の公表

公安委員会は、飲酒運転の根絶のための市町村の施策及び事業者等又は事業者団体による自主的な活動を促進するため、市町村の区域別の飲酒運転による交通事故の発生件数及び飲酒運転違反者の人数に関する情報を公表する。

6 その他

(1) 飲酒運転根絶運動推進のための体制の整備及び連携の強化

県は、県民等と一体となった飲酒運転根絶対策を効果的に推進するため、沖縄県交通安全推進協議会飲酒運転根絶対策部会の充実・強化を図り、市町村や各地域の飲酒運転根絶連絡協議会等関係機関、団体等との情報交換等を積極的に行うとともに、施策の推進に当たっては密接な連携を図るよう努めるものとする。

(2) 飲酒運転根絶に関する施策の取り組み状況等の公表

県は、飲酒運転の根絶に関する施策の取組状況、効果等について、県ホームページへの掲載及びその他の方法により公表する。

沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針事業計画

項目	施策	事業内容
1. 飲酒運転根絶に関する意識の高揚	(1) 「飲酒運転根絶の運動の日」を活用した広報・啓発	①街頭での啓発活動
		②マスコミを活用した広報・啓発
	(2) 飲酒運転根絶キャンペーン等の実施	①市町村や関係団体等と連携した飲酒運転根絶講演会やパネル展示等
		②交通安全ラジオアドバイザーの活用など、新聞やテレビ、ラジオ等のマスコミを活用した広報・啓発
		③県、市町村のホームページ、広報紙（誌）及び関係機関・団体が発行する機関紙（誌）等を活用した広報・啓発
		④飲酒運転メッセージ集などの刊行物、ポスター・チラシ、横断幕・懸垂幕等を活用した広報・啓発
		⑤各世帯を回る飲酒運転根絶フラッグリレー及び署名運動作戦の実施
	(3) 交通安全教育等の充実	①免許更新時等における交通安全教育の充実
		②安全運転管理事業所における交通安全教育の充実
		③県教育庁と連携した高校生等を対象とした交通安全講習会等の実施
		④飲酒擬似体験ゴーグルや交通安全教育車による参加体験型交通安全教育の充実
		⑤新聞、ラジオ、テレビ、道路交通情報センター等を活用しての飲酒運転の実態（検挙、事故等）についての周知徹底
2. 公職にある者の率先垂範	(1) 公職にある者の率先垂範	①「飲酒運転の根絶運動の日」における街頭啓発活動等への参加
		②県庁内情報共有システム、チラシ等による県職員への働きかけ
3. 飲酒運転を防止する社会環境の整備	(1) 酒類を提供する飲食店業者等による自主的な取組の促進	①酒類を提供する飲食店業者等における車の鍵預かり運動、ハンドルキーパー運動、泡盛ボトルへのラベル貼付、ポスター作成など飲酒運転根絶のための自主的な取組の働きかけ
		②飲食店におけるポスターなどを活用した広報・啓発
	(2) 事業者等による自主的な取組の促進	①安全運転管理事業所における交通安全教育の充実
		②事業所を対象とした飲酒運転根絶講習会の開催
		③事業所を対象とした飲酒運転根絶宣言の実施
		④飲酒運転防止インストラクターの普及・拡大
		⑤運転経歴証明書を利用した企業の飲酒運転根絶対策
		⑥道路使用許可申請時における飲酒運転防止誓約書の提出
4. 再発防止に関する事項	(1) 飲酒運転をした者及びその家族への再発防止の助言	①飲酒運転をした者が問題飲酒やアルコール依存症の疑いのある場合、アルコール依存症専門病院や断酒会等の自助グループを紹介する等の再発防止の助言
5. 情報提供	(1) 飲酒運転による交通事故の発生件数等の公表	①飲酒運転による交通事故の発生件数及び飲酒運転違反者の人数に関する情報の公表

平成22年中の交通事故発生状況

1. 交通人身事故発生状況

区分	件数		死者		負傷者数	
	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄
平成22年	725,773	6,501	4,863	47	896,208	7,722
平成21年	737,688	6,324	4,914	47	911,108	7,524
増減数	-11,915	177	-51	0	-14,900	198
増減率(%)	-1.6%	2.8%	-1.0%	0.0%	-1.6%	2.6%

2. 過去10年間の交通人身事故発生状況

年別	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
発生件数	5,115	5,759	6,127	6,512	6,519	6,653	6,525	6,509	6,324	6,501
死者数	78	61	79	61	63	62	43	43	47	47
負傷者数	6,163	6,958	7,352	7,752	7,839	8,071	7,852	7,664	7,524	7,722

3. 平成22年中の交通死亡事故の主な特徴(件数)

区分	H22年	構成率	前年	構成率	増減数	増減率	
昼間	23	48.9%	17	37.0%	6	35.3%	
夜間	夜	12	25.5%	17	37.0%	-5	-29.4%
	深夜	12	25.5%	12	26.1%	0	0.0%
合計	47	100.0%	46	100.0%	1	2.2%	

4. 平成22年中の交通死亡事故による死者(年齢別)

区分	H22年	構成率	前年	構成率	増減数	増減率
子ども(15以下)	2	4.3%	3	6.4%	-1	0.0%
若年者(16~24)	11	23.4%	13	27.7%	-2	-15.4%
高校生	(3)	6.4%	5	10.6%	-2	-40.0%
他の年齢	15	31.9%	19	40.4%	-4	-21.1%
高齢者(65以上)	19	40.4%	12	25.5%	7	58.3%
合計	47	100.0%	47	100.0%	0	0.0%

5. 平成22年中の交通死亡事故の主な特徴(違反別件数)

区分	H22年	構成率	前年	構成率	増減数	増減率	
交通三悪	速度超過	0	0.0%	1	2.2%	-1	0.0%
	酒酔い運転	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	無免許(等)	0	0.0%	4	8.7%	-4	100.0%
安全運転義務違反	43	91.5%	41	89.1%	2	4.9%	
その他の違反	4	8.5%	4	8.7%	0	0.0%	
対象外当事者	0	0.0%	0	0.0%	0	—	
合計	47	100.0%	46	100.0%	1	2.2%	

※安全運転義務違反及びその他の違反に、1件ずつ無免許運転が含まれる
 ※無免許の法令違反はとっていない。

県・各市町村交通安全主管課一覽表

(50音順)

番号	名称	所在地	主管課	電話	FAX
1	粟国村役場	粟国村字東367	民生課	098(988)2016	098-988-2206
2	伊江村役場	伊江村字東江前38	企画総務課	0980(49)2001	0980(49)2003
3	石垣市役所	石垣市美崎町14	市民生活課	0980(82)1253	0980(88)5435
4	伊是名村役場	伊是名村字仲田1203	総務課	0980(45)2001	0980(45)2467
5	糸満市役所	糸満市潮崎町1-1	市民生活課	098(840)8123	098(840)8154
6	伊平屋村役場	伊平屋村字我喜屋251	総務課	0980(46)2001	0980(46)2956
7	浦添市役所	浦添市安波茶1-1-1	市民生活課	098(876)1234	098(876)8585
8	うるま市役所	うるま市みどり町1-1-1	市民生活課	098(973)5487	098(973)9819
9	大宜味村役場	大宜味村字大兼久157	総務課	0980(44)3001	0980(44)3139
10	沖繩市役所	沖繩市仲宗根町26-1	市民生活課	098(939)1212	098(939)1222
11	恩納村役場	恩納村字恩納2451	総務課	098(966)1200	098(966)2779
12	嘉手納町役場	嘉手納町字嘉手納588	総務課	098(956)1111	098(956)9508
13	北大東村役場	北大東村字中野218	総務課	0980(23)4001	0980(23)4406
14	北中城村役場	北中城村字喜舎場426-2	総務課	098(935)2233	098(935)3488
15	宜野座村役場	宜野座村字宜野座296	総務課	098(968)5111	098(968)5037
16	宜野湾市役所	宜野湾市野嵩1-1-1	市民生活課	098(893)4411	098(893)4410
17	金武町役場	金武町字金武1	総務課	098(968)2111	098(968)2475
18	国頭村役場	国頭村字辺土名121	総務課	0980(41)2101	0980(41)5910
19	久米島町役場	久米島町字比嘉2870	総務課	098(985)7121	098(985)7080
20	座間味村役場	座間味村字座間味109	総務課	098(987)2311	098(987)2004
21	竹富町役場	石垣市美崎町11-1	総務課	0980(82)6191	0980(82)6199
22	多良間村役場	多良間村字仲筋99-2	総務課	0980(79)2011	0980(79)2120
23	北谷町役場	北谷町字桑江226	総務課	098(936)1234	098(936)7474
24	渡嘉敷村役場	渡嘉敷村字渡嘉敷183	総務課	098(987)2321	098(987)2560
25	渡名喜村役場	渡名喜村字渡名喜1917-3	総務課	098(989)2002	098(989)2197
26	豊見城市役所	豊見城市字翁長854-1	市民課	098(850)0103	098(850)1701
27	中城村役場	中城村字当間176	住民生活課	098(895)2131	098(895)3048
28	今帰仁村役場	今帰仁村字仲宗根219	総務課	0980(56)2101	0980(56)4270
29	名護市役所	名護市港1-1-1	総務課	0980(53)1212	0980(53)6210
30	那覇市役所	那覇市上之屋1-2-1	市民協働推進課	098(862)9955	098(861)3769
31	南城市役所大里庁舎	南城市大里字仲間807	生活環境課	098(946)8981	098(946)8896
32	西原町役場	西原町字嘉手苧112	総務課	098(945)5011	098(946)6086
33	南風原町役場	南風原町字兼城686	総務課	098(889)4415	098(889)7657
34	東村役場	東村字平良804	総務財政課	0980(43)2201	0980(43)2457
35	南大東村役場	南大東村字南144-1	総務課	0980(22)2001	0980(22)2669
36	宮古島市役所	宮古島市平良字西里186	市民生活課	0980(72)3751	0980(72)4777
37	本部町役場	本部町字東5	総務課	0980(47)2101	0980(47)4576
38	八重瀬町役場本庁舎	八重瀬町字具志頭659	総務課	098(998)2200	098(998)4745
39	与那国町役場	与那国町字与那国129	総務財政課	0980(87)2241	0980(87)2079
40	与那原町役場	与那原町字上与那原16	企画総務課	098(945)2201	098(946)6074
41	読谷村役場	読谷村字座喜味2901	総務課	098(982)9200	098(982)9202
	県宮古事務所	平良市字西里1125	総務課	0980(72)2551	0980(73)0096
	県八重山事務所	石垣市字真栄里4381	総務課	0980(82)3040	0980(82)3760

沖縄県交通安全推進協議会 推進機関・団体 【順不同】

官公庁

- 沖縄県
- 市町村
- 沖縄県警察
- 沖縄県教育委員会
- 沖縄県市長会
- 沖縄県町村会
- 内閣府沖縄総合事務局
- 在沖縄自衛隊
- 沖縄労働局
- 沖縄気象台

交通・運輸関係団体

- (財) 沖縄県交通安全協会連合会
- 西日本高速道路(株)沖縄管理事務所
- 沖縄県交通安全の会
- (社) 沖縄県トラック協会
- (社) 沖縄県バス協会
- (社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会
- 沖縄県個人タクシー事業協同組合
- 沖縄中部個人タクシー事業協同組合
- 那覇個人タクシー事業協同組合
- 琉球個人タクシー事業協同組合
- 一般社団法人沖縄県レンタカー協会
- (社) 日本自動車連盟沖縄支部
- (社) 沖縄県指定自動車教習所協会
- 沖縄県自動車販売協会
- 沖縄県中古自動車販売協会
- 沖縄県軽自動車協会
- 沖縄県二輪車安全普及協会
- 沖縄県自転車商協同組合
- (社) 沖縄県自動車整備振興会
- 沖縄県自動車整備商工組合
- 軽自動車検査協会沖縄事務所
- (独) 自動車事故対策機構沖縄支所
- 自動車安全運転センター沖縄県事務所
- 日本道路交通情報センター那覇センター
- 損害保険料算出機構沖縄自賠責損害調査事務所
- (財) 沖縄県陸運協力会
- 全国道路標識標示業協会沖縄支部
- 私鉄沖縄県労働組合連合会
- (株) 沖縄都市モノレール

教育関係団体

- 沖縄県小学校長会
- 沖縄県中学校長会
- 沖縄県高等学校長会
- 沖縄県幼稚園協会
- 沖縄県私立保育連盟
- (社) 沖縄県PTA連合会
- 沖縄県高等学校PTA連合会
- 沖縄県私学教育振興会
- (福) 日本保育協会沖縄支部
- 沖縄県保育士会
- 沖縄県高等学校生徒指導研究会
- 沖縄県学校安全教育推進協議会
- 体力づくり沖縄県民会議
- 沖縄県教職員組合

青少年・福祉関係団体

- (社) 沖縄県青少年育成県民会議
- (福) 沖縄県社会福祉協議会
- (財) 日本ボースカウト沖縄県連盟
- (社) ガールスカウト日本連盟沖縄支部
- (財) 沖縄県老人クラブ連合会
- 沖縄県公民館連絡協議会
- (福) 沖縄県肢体不自由児協会
- (福) 沖縄県視覚障害者福祉協会
- 沖縄県知的障害者福祉協会
- (福) 沖縄県身体障害者福祉協会
- (財) 沖縄県交通遺児育成会
- 沖縄県青年団協議会

その他関係機関団体

- (社) 沖縄県経営者協会
- (社) 沖縄県建設業協会
- (社) 沖縄県銀行協会
- 日本赤十字社沖縄県支部
- (社) 沖縄県医師会
- 沖縄県清涼飲料協会
- 沖縄県社交飲食業衛生同業組合
- 日本青年会議所沖縄地区協議会
- 全国共済農業協同組合連合会沖縄県本部
- 沖縄県消防長会
- (財) 沖縄県消防協会
- 沖縄県人権擁護委員連合会
- 建設業労働災害防止協会沖縄県支部
- 沖縄県石油商業組合
- (社) 沖縄県労働基準協会
- 沖縄弁護士会
- 沖縄県内各ライオンズクラブ
- 沖縄県内各ロータリークラブ
- 在日米軍沖縄事務所
- 沖縄県保護司会連合会
- 沖縄県飲食業生活衛生同業組合
- 日本損害保険協会沖縄支部
- 沖縄県損害保険代理業協会
- 沖縄県酒造組合連合会

(以上90機関団体)

協賛団体

- 沖縄タイムス社
- 琉球新報社
- 琉球放送
- ラジオ沖縄
- 沖縄テレビ
- 琉球朝日放送
- エフエム沖縄
- NHK沖縄放送局
- 宮古新報
- 宮古毎日新聞
- 八重山日報
- 八重山毎日新聞
- 朝日新聞那覇支局
- 毎日新聞那覇支局
- 読売新聞那覇支局
- 産経新聞那覇支局
- 共同通信那覇支局
- 時事通信那覇支局
- 日本テレビ那覇支局
- 日本経済新聞那覇支局
- 宮古テレビ
- 石垣ケーブルテレビ (以上22団体)

